

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 Q&A 【宮崎県ver.】

No.	質 問	回 答
1	収入の3%程度（月額9,000円）の根拠となる考え方は。	春闘において民間部門にも3%程度の賃上げを求めていくことから、民間部門に先んじて公的部門にも3%程度の賃上げを行うことと、国において決定されたことによるものです。
2	補助金額は、各事業所の総報酬に交付率を乗じた額となっているが、総報酬には通常の加算や処遇改善・特定処遇改善加算も含むのか。	お見込みのとおりです。
3	令和4年4月から賃金改善を行うことでもよいか。	令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていることが要件です。
4	令和4年2・3月の引き上げについては、一時金等による賃金改善も認めるとあるが、令和4年4月にまとめて支給することでもよいか。	原則として、令和4年2月から賃金改善を実施していることが要件です。ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月中に、令和4年2月分も含めた賃金改善を行う必要がありますので、令和4年3月までに支給してください。
5	「2月から賃上げ」とは、給与を当月払いでなく翌月払いで支給している事業所においては、「2月の勤務実績を3月に支給」する分から賃上げすることでも可能か。	お見込みのとおりです。厚生労働省Q&Aの間2を参照ください。 ※令和4年2月16日 厚生労働省に確認の上、回答を修正しました。
6	「事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。」とあるが、同一法人の交付対象外となっているサービスの職員（例：計画相談支援の職員等）にも充ててよいか。	交付対象外となるサービスの職員は処遇改善の対象外です。
7	令和4年10月以降はどのような取扱いになるのか。	令和4年10月以降については、国において臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度引き上げるための措置を講じることが予定されています。
8	法人がB型事業所と生活介護事業所の多機能型事業所を運営している場合において、B型の処遇改善の収入の一部を生活介護の職員の賃上げに充てることは、処遇改善加算と同様に可能ということでもよろしいか。	お見込みのとおり。同一法人内の本件交付金の支給対象事業所間での調整は可能となっています。ただし、相談系事業所は、支給対象事業所ではありませんので同一法人であっても配分できませんのでご注意ください。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 Q&A 【宮崎県ver.】

No.	質 問	回 答
9	金額ベースでは3分の2以上はベースアップに使われるものの、人ベースではベースアップがされない職員がいる場合（例：職員10名のうち9名はベースアップ、1名は一時金により改善する場合）は、補助要件を満たしているか。	実施要綱案で現時点での計画書・実績報告書の様式案をお示ししているところになりますが、その様式では事業所単位での情報を記入する形式になっており、事業所単位で2/3以上ベースアップが行われていれば補助要件を満たす形になります。
10	居宅介護事業所が介護保険サービスの訪問系サービスも行っている場合（同一場所、同一職員）に、介護分野と障害分野の両方申請することは可能か。また、両方申請可能であるならば、1人の職員が、介護分野の処遇改善の収入と障害分野の処遇改善の収入、それぞれの収入で賃上げすることは可能ということによろしいか（例えば、1人の職員が、介護分野の処遇改善の収入で6,000円分、障害分野の収入で3,000円分、計月9,000円ベースアップする）。	介護分野と障害分野の両方申請することは可能です。また、1人の職員に対し、それぞれの収入で賃上げを行うことは可能ですが、介護と障害それぞれ別の計画書及び実績報告書を提出することになるため、介護と障害で賃上げの内訳を按分してそれぞれの書類に記入していただく必要があります。
11	令和4年4月新規の事業所の取扱いは。	本年4月以降に新規開設する事業所については、要件を満たす場合には、本補助金の対象となります。